

令和7年度

池田市・箕面市・豊能町・能勢町

指定障害福祉サービス事業者等集団指導

《施設系サービス》（施設入所支援）

**池田市・箕面市・豊能町・能勢町
広域福祉課 障害事業者グループ**

1. 大阪府外 施設系の行政処分事例について
2. 事業運営上の重点事項

1. 施設系の行政処分事例について

1. 施設系の行政処分事例について

処分日	所在地市町村	サービス種別等	指定取り消しの理由
令和7年 3月28日 (一部効力 停止)	和歌山県 和歌山市	生活介護 施設入所支援 短期入所	<p>人格尊重義務違反（第50条第1項第3号）</p> <ul style="list-style-type: none">支援員が利用者を車椅子から引きずり下ろし、虐待行為をおこなった。2名の支援員が失禁した利用者に対して暴言を吐くなどの虐待行為をおこなった。 <p>これらの事案を含む、支援者7名による利用者15名に対する虐待が確認された。</p> <p>関係法令違反（法第50条第1項第10号）</p> <p>生活支援員による利用者に対する虐待は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）第3条に反し、虐待行為を目撃した職員がいたにもかかわらず、速やかに関係市町への通報をしなかったことは同法第16条に反する。</p>
令和7年 1月1日 (一部効力 停止)	北海道 札幌市	生活介護 施設入所支援 短期入所	<p>人格尊重義務違反（法第50条第1項及び第3項）</p> <p>支援員（当時）が利用者1名の顔面を殴り、また、別の利用者1名を蹴る身体的虐待を行った。この事実は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（身体的虐待）に該当するとともに、障がい者に対する人格尊重義務違反に当たる。</p>

処分日	所在地市町村	サービス種別等	指定取り消しの理由
令和6年 9月6日 (一部効力 停止)	福島県南相馬 市	生活介護 施設入所支援 短期入所	<p>人格尊重義務違反（障害者総合支援法第50条第1項第3号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年3月17日午前2時半頃に、施設の従業員が故意に足で入所者を蹴る暴力により、入所者が入院に至る身体的虐待が発生した。 <p>関係法令違反（障害者総合支援法第50条第1項第10号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年3月17日に発生した身体的虐待について、施設は、関係機関等から虐待疑いにつながる情報提供を受けながら、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第16条に義務付けられている市町村への通報を行わなかった。
令和7年 3月25日 (一部効力 停止)	福島県西郷村	生活介護 施設入所支援 短期入所	<p>人格尊重義務違反（障害者総合支援法第50条第1項第3号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年9月11日に、当該施設の従業員1名が入所者1名にやけどを負わせたことによる身体的虐待が発生した。 また、当該施設の他の従業員がやけどを認識しながら、やけどを負った入所者に対して適切な医療に繋げなかたことによる放棄・放置があった。 <p>関係法令違反（障害者総合支援法第50条第1項第10号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年9月11日に発生した事案について、施設は、従業者による虐待を認識しながらも、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第16条第1項に義務付けられている市町村への通報を行わなかった。

処分日	所在地市町村	サービス種別等	指定取り消しの理由
令和6年 12月17日 (一部効力停止)	神奈川県厚木市	生活介護 施設入所支援 短期入所	<p>人格尊重義務違反（障害者総合支援法第50条第1項第3号、同条第3項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該施設は、令和2年度に職員による身体的虐待事案が発生し、県は改善勧告を行い、施設側は虐待の再発防止に努めたとしているが、その後も虐待事案が発生し、令和6年3月30日、職員による虐待が疑われると関係機関に通報があったことを端緒に、県は監査を行い、身体的虐待を確認した。 これら令和2年度の改善勧告後の虐待事案は5件にのぼり、県は人格尊重義務違反（障害者虐待）と判断した。 <p>著しく不当な行為（障害者総合支援法第50条第1項第11号、同条第3項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度、虐待事案の発生により、県は監査を実施し、改善勧告を行い、法人は、改善報告を県に提出し、虐待防止に取り組んできたとしているが、上記のとおり、複数の虐待事案が発生しており、改善が進んでいとはいいがたい。このことについて、県は、法人として組織や業務実施体制を整えることができなかったものである、著しく不当な行為と判断した。

2. 事業運営上の重点事項

2. 事業運営上の重点事項

令和6年度報酬改定の概要

①利益供与等の禁止

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚労省令第171号）

1. 指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
2. 指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

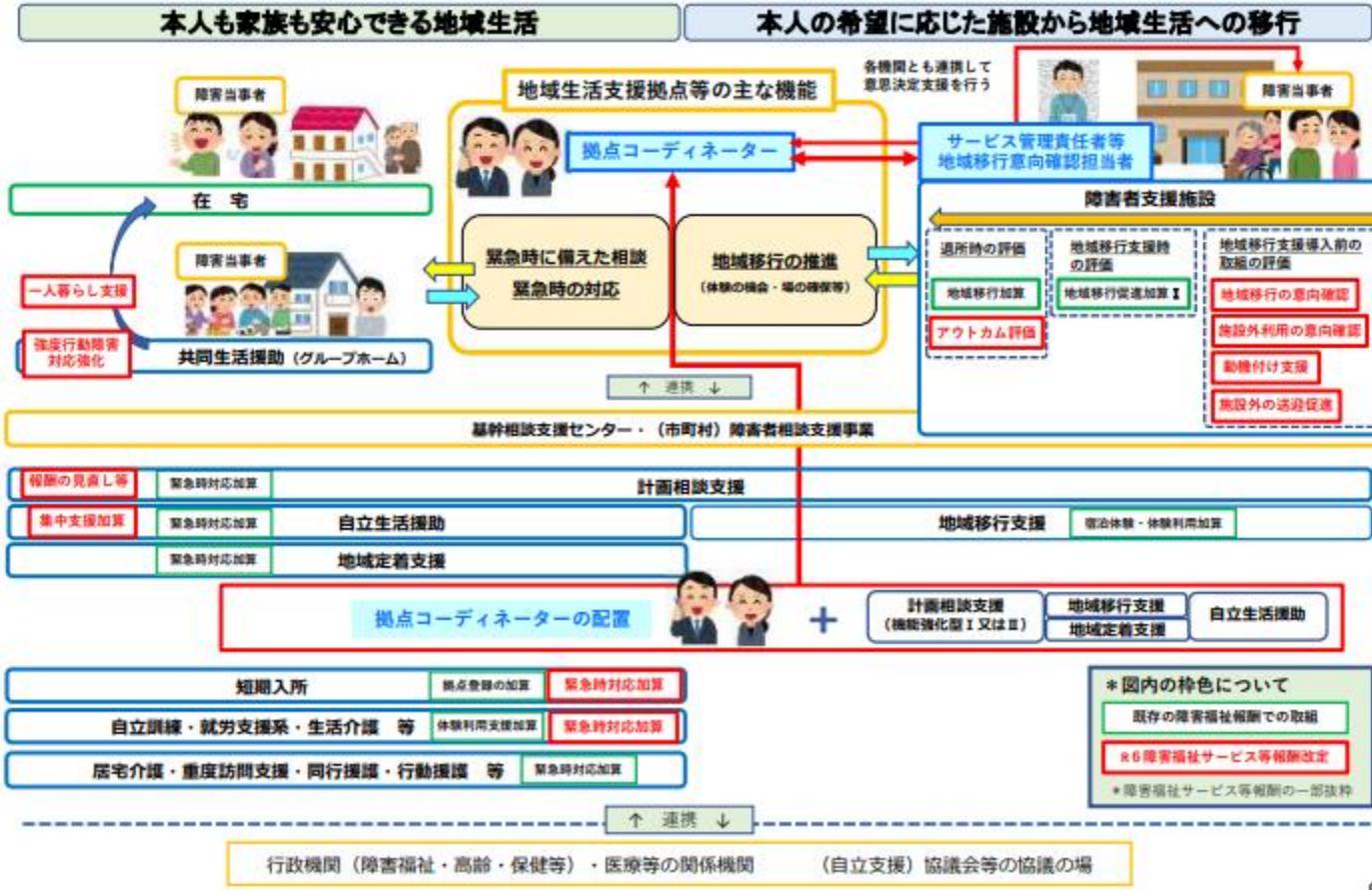
○解釈通知（最終改正 令和7年3月31日付 こ支障第86号 障発0331第21号）

- 指定事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者 （障害福祉サービス事業者以外の事業者） に対し、
その対償として、金品等の利益の供与を行うこと。
- 利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること



当該規定に違反するものと明確化

障害者支援施設からの地域移行に向けた取組の全体像（イメージ）



施設入所支援における支援の質の確保（地域との連携）※共同生活援助と共通

▶障害者部会報告書において、

- ・障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
- ・居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。
との指摘があった。

▶これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。

«地域との連携等【新設】»

- ①利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- ②会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
- ③①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。

※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。

※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。

障害者支援施設における地域移行を推進するための取組

① 運営基準の見直し（地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認）

- ▶すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定。
- ▶また、以下の①、②の体制の整備を令和6年度から努力義務化。令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。
 - ①地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること
 - ②意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

② 基本報酬の見直し

- ▶利用定員の変更をしやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。

【現行】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	459単位	387単位	312単位	236単位	171単位
41人以上 60人以下	360単位	301単位	239単位	188単位	149単位
61人以上 80人以下	299単位	251単位	201単位	165単位	135単位
81人以上	273単位	226単位	181単位	149単位	128単位



【見直し後】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	463単位	392単位	316単位	239単位	174単位
41人以上 50人以下	362単位	303単位	240単位	189単位	150単位
51人以上 60人以下	355単位	297単位	235単位	185単位	147単位
61人以上 70人以下	301単位	252単位	202単位	166単位	137単位
71人以上 80人以下	295単位	247単位	198単位	163単位	133単位
81人以上	273単位	225単位	181単位	150単位	129単位

障害者支援施設における地域移行を推進するための取組

③ 地域生活への移行を推進するための評価の拡充

- ▶ 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充。

【新設】地域移行促進加算（II）60単位／日

- ▶ 前年度において障害者支援施設から地域へ移行し、6か月以上地域での生活が継続している者が1名以上いる場合かつ入所定員を1名以上減らした実績を評価する加算を創設。

【新設】地域移行支援体制加算 例：利用定員が41人以上50人以下、区分6の場合 9単位／日

- ▶ 送迎加算について、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎した場合には、施設入所者を加算の対象とするよう見直し。

強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

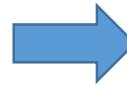
①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

重度障害者支援加算

- ▶ 区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
- ▶ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする（体制加算部分は廃止）。

【現行】

基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人（4時間程度以上）につき、利用者5人まで算定可



【見直し後】

生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上

- ▶ 行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

	区分4以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置		区分6以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	
生活介護・ 施設入所支援	受入・体制 180単位	初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	【新設】受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位
短期入所	【新設】受入 30単位	【新設】体制 +70単位	個別支援 +50単位		受入 50単位	【新設】体制 +100単位	個別支援 +50単位	
共同生活援助	受入・体制 180単位	【新設】初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位

強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

▶高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を行った場合の評価を新設する。※期間は3か月を限度

【新設】集中的支援加算

- ・広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位／回（月に4回を限度）
- ・状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位／日

障害者虐待の防止・権利擁護

▶身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

概要

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

減算単位

業務継続計画未策定減算【新設】

- ・100分の3に相当する単位数を減算

以下の基準に適応していない場合、所定単位数を減算する。

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

情報公表未報告の事業所への対応

概要

- ▶利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- ▶また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

減算単位

- ▶情報公表未報告減算【新設】
 - ・100分の10に相当する単位数を減算

算定要件

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

指定権者による確認

指定権者は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上

① 感染症発生時に備えた平時からの対応

<運営基準の見直し>

- 障害者支援施設等（障害者支援施設、グループホーム、（福祉型）障害児入所施設）について、新興感染症の発生時等に感染者の対応を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めることを努力義務化
- 協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関と利用者の急変時等の対応等の取り決めを行う中で、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務化

<報酬による評価>

- 障害者支援施設等について、感染症発生時における施設内感染を防止する観点や感染者への医療提供を迅速に行う体制を平時から構築していく観点から、以下の①～③の要件を満たしている場合に評価。（Ⅰ）
 - ①新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する協定締結医療機関との連携体制を構築していること
 - ②協力医療機関等と感染症発生時の対応を取り決めるとともに、軽症者等の施設において対応可能な感染者については、協力医療機関等との連携の上で施設において療養することが可能であること
 - ③感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること
- 医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けている場合に評価。（Ⅱ）

② 新興感染症等の発生時に施設内療養を行う障害者支援施設等への対応

新興感染症等の発生時に、施設内で感染した障害者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大時の施設等における生活継続等の対応として、必要な体制を確保した上で施設内療養を行った場合に評価。

※ 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定

研修受講お疲れさまでした。

令和7年度集団指導は以上です。

動画研修《共通編》紙面研修《サービス別》の両方を受講後、

受講アンケートをLogoフォームで回答してください。

回答は、事業者（指定番号）毎に行ってください。

回答が無い場合、集団指導未受講となり、運営指導の対象となります。